

仕 様 書

令和6年度徳島県公用車 18台(リース)

徳島県告示第259号

1	仕様書	1～6頁
2	応札仕様書	7頁
3	メンテナンスリースの契約実績	8頁
4	公用自動車賃貸借契約書(案)	9～12頁

仕 様 書

1 件名 令和6年度徳島県公用車18台（リース）

2 対象車両台数 新車リース車両18台

3 借入場所及び借入期間

借入場所：別紙1リース車両一覧に記載した配置庁舎

借入期間：契約の日から令和7年3月3日までの間で協議の上で定める登録日（別紙1）から7年間。なお、翌年度以降の予算金額に減額又は削除があった場合は、契約を途中解除することがある。

4-1 リース車両の規格及び付属品等

自動車の 種別・用途	車体形状	排気量等	駆動 方式	燃料	トランス ミッション	台数
軽乗用	箱型	660cc	2WD	マイルドハイブリッド	CVT	7
		20kw	2WD	電気	CVT	2
小型貨物	バン	1,500cc	2WD	ハイブリッド	CVT	3
		1,500~1,600cc	4WD	ガソリン	CVT	1
普通貨物	バン（1BOX）	2,000~2,500cc	4WD	ガソリン	CVT	1
小型乗用	セダン	1,500cc	2WD	ハイブリッド	CVT	2
普通乗用	コンパクトSUV	1,500cc	4WD	ハイブリッド	CVT	1
	ワゴン（10人乗り）	2,500~2,700cc	4WD	ガソリン	AT	1

付属品等：別紙2車両の規格、装備等一覧のとおり

4-2 車両の仕様（全車共通）

- (1) 新規製造車両であること
- (2) 国土交通省が認定する低排出ガス車（平成30年基準排出ガス50%低減レベル又は平成17年基準排出ガス75%低減レベル（ガソリンを燃料とする自動車に限る。）以上）であること。
- (3) キー：2本を要す
この2本については、キーホルダー等により車両所有の会社名を表示すること。
- (4) 車両の納入及び引取
 - ①納入日時：納車は管財課担当者との協議の上、納入日時を決定する。
 - ②納入先等：徳島県庁万代庁舎整備棟前
 - ③納入条件：所属住所までの燃料を補給しておくこと。
 - ④引 取：リース期間満了後の引取元等は徳島県庁企画総務部管財課
- (5) 自動車検査証記載上の注意
自動車検査証の記載事項中「使用者氏名又は名称」、「使用者の住所」、「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

○使用者氏名又は名称：徳島県

○使用者の住所：徳島市万代町1丁目1番地

○使用の本拠の位置：別紙1所在地（使用の本拠の位置）のとおり

また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違背することのないよう、納車時までには手続を行うこと

5 リースの方法

車両を7に掲げるメンテナンス付きでリースする方法

6 月間予想走行距離（1台当たり平均値）

(1) 軽自動車 約500km

(2) 小型及び普通自動車 約600km

7 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時は、受注者が車両を別紙1に示した配置庁舎で引き取り、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6か月毎に実施するものとする。

ただし、軽自動車の月間走行距離が3か月間の累計で4,500kmを超える場合は臨時に実施する。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

エンジン	・ ファンベルトのたわみ	・ エンジンオイルの量
	・ 冷却水の量	・ エンジンオイルの汚れ
	・ ファンベルトの損傷	・ エンジンのかかり具合、異音
	・ 低速及び加速の状態	・ バッテリーの液量
ステアリング	・ パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・ ブレーキの液量	・ ブレーキの効き具合
	・ ブレーキペダルの遊び	・ ブレーキペダルの踏み残りしろ
	・ ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	
	・ パーキング（駐車）ブレーキの引きしろ（踏みしろ）	
タイヤ	・ タイヤの空気圧	・ タイヤの溝の深さ
	・ タイヤのき裂、損傷	・ タイヤの異常な磨耗
その他	・ 計器類の作用	・ ワイパーの作用
	・ 灯火装置の作用	・ ウォーニングランプの作用
	・ ウインドウォシヤの作用	・ ウインドウォシヤの液量
	・ シートベルトの損傷、作用・ エアコンディショナーの作用	

- ・スペアタイヤ（パンク修理キット）ジャッキ
- ・下回り各部の損傷、漏れ

- (2) 法定点検
- (3) 継続車検整備
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ）（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理（ナビ、ETC、ドライブレコーダー、バックモニター、ハイブリッドシステム（機構）に関するものを含む。）
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む。）

8 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金、洗車
- (3) タイヤの保管（夏タイヤ、冬タイヤ）
- (4) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (5) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (6) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用
- (7) 自動車任意保険料

9 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の所有権移転登録に要する費用
- (2) 新規検査登録費用
- (3) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等。ただし、県の都合による変更登録は除く。）
- (4) 装備の費用
- (5) ナンバープレートに要する費用
- (6) 自動車税・軽自動車税
- (7) 環境性能割
- (8) 自動車重量税
- (9) 自動車損害賠償責任保険料
- (10) 自動車リサイクル料金
- (11) 7に定めるメンテナンスに要する費用
- (12) 登録抹消に要する費用
- (13) 車庫証明取得に要する費用

10 リース料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率又は契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償保険料の額が変更された場合の取扱いは、県と受注者の双方の協議の上決定するものとする。

1 1 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
また、各年度末にその年度中の点検・整備状況の一覧を管財課に提出すること。
- (5) 徳島運輸支局等で登録後、契約書のリース車両一覧に対比する自動車登録番号等を提出すること。
また、全車両登録後に自動車登録番号等の一覧を提出すること。
- (6) 受注者は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (7) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (9) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (10) 受注者は、契約車両の納車時までに契約書第14条第2項に定める損害金算出時に必要となる当該車両の取得価額一覧を提出すること。
- (11) 「環境対応車普及促進対策費補助金」の交付対象車両がある場合、補助金の還元方法については、県と受注者の双方で協議の上決定するものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義を生じた場合は、県と受注者の双方で協議の上決定するものとする。
- (13) 別紙2により冬タイヤ付きの車両を納入する際は、冬タイヤ用として別途ホイールに組み込んだものを用意すること。
- (14) 納入の遅延については、県と受注者の双方で協議の上決定するものとする。
- (15) 受注者は、点検、整備を行う業者をそれぞれの車両の配置庁舎から1時間以内の場所に確保し、整備等を行う業者の一覧を応札時に県に提出すること。
- (16) 県が、車両の改造、他の物件の取り付け、その他車両の規格、性能等の変更を行おうとするときは、あらかじめ受注者の承諾を得ることとし、この変更に係る費用は県が負担するものとする。

別紙1 リース車両一覧

N o	配置庁舎	所属名	所在地(使用の本拠の位置)	車両種別	用途	登録日(リース 開始予定日)
1	食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	徳島市不動本町2丁目140-3	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
2	徳島合同庁舎	東部保健福祉局(徳島)	徳島市新蔵町1丁目67	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
3	徳島合同庁舎	東部県税局(徳島)	徳島市新蔵町1丁目67	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
4	阿南合同庁舎	南部総合県民局地域創生防災部(阿南)	阿南市富岡町あ王谷46	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
5	阿南保健所	南部子ども女性相談センター	阿南市領家町野神319	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
6	中央子ども女性相談センター	中央子ども女性相談センター	徳島市昭和町5丁目5-1	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
7	徳島学院	徳島学院	鳴門市大麻町板東字広塚35	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
8	万代庁舎	管財課	徳島市万代町1丁目1	軽四輪乗用	自家用	R6.12.1
9	万代庁舎	管財課	徳島市万代町1丁目1	軽四輪乗用	自家用	R7.2.1
10	動物愛護管理センター	動物愛護管理センター	名西郡神山町阿野字長谷333	小型車貨物	自家用	R6.12.1
11	農林水産総合技術支援センター	農林水産総合技術支援センター経営研究課	名西郡石井町石井字石井1660	小型車貨物	自家用	R6.12.1
12	農林水産総合技術支援センター	農林水産総合技術支援センター経営研究課	名西郡石井町石井字石井1660	小型車貨物	自家用	R6.12.1
13	鳴門藍住農業支援センター	東部農林水産局(徳島・鳴門藍住)	徳島市新蔵町1丁目67	小型車貨物	自家用	R6.12.1
14	西部家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所	吉野川市鴨島町麻植塚136-3	普通車貨物	自家用	R6.12.1
15	農林水産総合技術支援センター	農林水産総合技術支援センター経営研究課	名西郡石井町石井字石井1660	小型車貨物	自家用	R6.12.1
16	阿南保健所	阿南保健所	阿南市領家町野神319	小型車貨物	自家用	R7.3.1
17	阿南合同庁舎	南部総合県民局保健福祉環境部(阿南)	阿南市領家町野神319	普通車乗用	自家用	R7.3.1
18	城西高等学校神山校	城西高等学校・神山校	名西郡神山町神領字北399	普通車乗用	自家用	R6.12.1

別紙2 車両の規格・装備等

	現有公用車使用所属	現有公用車名	更新公用車基本仕様内容							更新公用車装備内容																								
			自動車の種別・用途	車体形状	排気量等	駆動方式	燃料	トランスミッション	その他	冬タイヤ	スベアタイヤ or パンク修理キット	標準工具	ラジオ (AM/FM)	時計	エアコン	フロアマット	サイドバイザー	ワイヤレスパワードアロック	パワーステアリング	車の色	キー(スベア含む)	ABSブレーキシステム	運転席・助手席エアバック	助手席サンバイザー	パワーウインドウ(前)	パワーウインドウ(後)	ドライブレコーダー	ETC車載器 2.0	カーナビ	バックモニター	衝突回避支援システム	地方版図柄入りリターンパープレート	登録希望番号	
1	食肉衛生検査所	ダイハツミラ	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
2	東部保健福祉局(徳島)	三菱ekワゴン	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
3	東部県税局(徳島)	スバルR2	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
4	南部総合県民局 地域創生防災部(阿南)	スバルR2	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
5	南部こども女性相談センター	ダイハツエッセ	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
6	中央こども女性相談センター	ホンダオデッセイ	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
7	徳島学院	スズキ MRワゴン	軽乗用	箱形	660	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
8	管財課(万代庁舎)	トヨタ プリウス	軽乗用	箱形	20kw	2WD	電気	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
9	管財課(万代庁舎)	トヨタ プリウス	軽乗用	箱形	20kw	2WD	電気	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
10	動物愛護管理センター	トヨタプロボックス	小型貨物	バン	1,500	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	8092
11	農林水産総合技術支援センター経営研究課	日産ADバン	小型貨物	バン	1,500	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
12	農林水産総合技術支援センター経営研究課	日産ADバン	小型貨物	バン	1,500	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
13	東部農林水産局(徳島・鳴門藍住)	日産ADバン	小型貨物	バン	1500~1600	4WD	ガソリン	CVT		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
14	西部家畜保健衛生所	日産キャラバンDX	普通貨物	バン(1BOX)	2,000~2,500	4WD	ガソリン	CVT	6人乗	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	1363
15	農林水産総合技術支援センター経営研究課	ホンダインサイト	小型乗用	セダン	1,500	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
16	阿南保健所	ホンダシビック	小型乗用	セダン	1,500	2WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
17	南部総合県民局 保健福祉環境部(阿南)	スバルXV	普通乗用	コンパクトSUV	1,500	4WD	ハイブリッド	CVT		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
18	城西高等学校・神山校	日産キャラバンコーチ	普通乗用	ワゴン	2,500~2,700	4WD	ガソリン	AT	10人乗	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

・冬タイヤはホイール付スタッドレスタイヤとし、時期に応じノーマルタイヤと交換すること。
 ・ドライブレコーダー、ETC車載器、カーナビ、バックモニターは取付料を含む。

応 札 仕 様 書

住所
 商号
 代表者役職・氏名
 担当者名
 連絡先電話
 ファクシミリ
 E-mail

徳島県が行う「令和6年度徳島県公用車18台（リース）」の入札については、次の仕様等で応札します。

項 目	条 件	可否欄	応札物件の仕様等	備 考	判定欄
メンテナンス内容	車両のメンテナンスリースを実施できる者であること。				
	(1) スケジュール点検				
	○エンジン (ファンベルトのたわみ、エンジンオイルの量、冷却水の量、エンジンオイルの汚れ、ファンベルトの損傷、エンジンのかかり具合・異音、低速及び加速の状態、バッテリーの液量)				
	○ステアリング (パワーステアリングベルトの緩み)				
	○ブレーキ (ブレーキの液量、ブレーキの効き具合、ブレーキペダルの遊び、ブレーキペダルの踏み残りしろ、ブレーキホース、パイプのオイル漏れ・損傷・取付状態、パーキング（駐車）ブレーキの引きしろ（踏みしろ）)				
	○タイヤ (タイヤの空気圧、タイヤの溝の深さ、タイヤの亀裂・損傷、タイヤの異常な磨耗)				
	○その他 (計器類の作用、ワイパーの作用、灯火装置の作用、ウォーニングランプの作用、ウインドウォシャの作用、ウインドウォシャの液量、シートベルトの損傷・作用、エアコンディショナーの作用、スペアタイヤ（パンク修理キット）ジャッキ、下回り各部の損傷・漏れ)				
	(2) 法定点検				
	(3) 継続車検整備				
	(4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換				
	(5) タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ）				
	(6) パンク修理、パースト交換				
	(7) バッテリー交換				
	(8) 各種消耗品の交換及び補充				
(9) 故障修理（ナビ、ETC、ドライブレコーダー、バックモニター、ハイブリッドシステム（機構）に関するものを含む。）					
(10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車車検を含む。）					
メンテナンスの体制	点検、整備を行う業者をそれぞれの車両管理場所から1時間以内の場所に確保していること。（整備工場の一覧（名称、所在地、連絡先）を提出すること。）				

メンテナンスリースの契約実績

住所

商号

代表者役職・氏名

担当者名

連絡先電話

ファクシミリ

E-mail

	項 目	応札者の状況	備 考	判定欄
メンテナンスリース の契約実績	1 契約の相手方 住 所 商号又は名称 担当部署 電 話 契約期間 リース車両台数 契約書の写し			
	2 契約の相手方 住 所 商号又は名称 担当部署 電 話 契約期間 リース車両台数 契約書の写し			

注1) 「メンテナンスリースの契約実績」欄は、自動車のメンテナンスリース契約について、過去3年以内のものを2件まで記載してください。(契約内容については、メンテナンスリース契約の台数が複数台で県内に事業所をもつ相手先との契約について、取扱い台数など具体的に記載してください。また、契約書の写しが添付可能な場合は、添付してください。

公用自動車賃貸借契約書（案）

徳島県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、公用自動車(以下「自動車」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、仕様書に従い、乙が甲に自動車を賃貸するとともに、自動車の適切な操作方法を指導し、自動車が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを目的とする。

(契約物件)

第2条 契約に基づき賃貸される自動車は仕様書のとおりとする。

2 前項の賃貸借に係る契約形態はメンテナンスリースとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、契約の日から令和7年3月3日までの間で協議の上で定める登録日から7年間とする。ただし、令和7年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲が乙と協議して定める。

(物件の引渡し)

第4条 乙は、自動車を仕様書で指定する場所に納入し、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

(賃貸借料)

第5条 賃貸借料は、総額金〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする(うち消費税及び地方消費税の額金〇、〇〇〇、〇〇〇円)。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、賃貸借開始後1か月経過毎に請求書を甲に提出し、当該月分の賃貸借料の支払を請求することができる。

2 乙は、賃貸借開始月の日数が1か月未満の場合でも1か月分の賃貸借料を請求することができる。ただし、賃貸借終了月の日数が1か月未満の場合は請求しないものとする。

3 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、物件の修補又は代替物の引渡しによる

履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって自動車に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の損害賠償の額は甲乙が協議して定めるものとする。

(自動車の使用及び管理)

第10条 甲は、自動車を常に安全で良好な状態に保つよう法令等に従い自動車の日常の点検を行い、安全運転に努めるとともに、自動車を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、乙が自動車の保管、使用状況を調査するため、保管場所への立入り又は説明、資料の提出等を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 甲は、乙が自動車の確認を求めたときは、自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させなければならない。

(自動車の改造及び改装)

第11条 甲は、自動車の改造、他の物件の取り付け、その他自動車の規格、性能等の変更を行おうとするときは、あらかじめ乙の承諾を得ることとし、この変更に係る費用は甲が負担するものとする。

- 2 前項により自動車へ変更を加えた場合、その物件等の所有権は原則として甲に帰属する。

(自動車のメンテナンス)

第12条 乙は、第3条の賃貸借期間中、仕様書のとおりメンテナンスを行うものとする。

(事故処理)

第13条 甲は、自動車に事故が発生したときは、法令に定められた処置を取るとともに、次に掲げる処理を行わなければならない。

- (1) 速やかに乙に事故を報告すること。
- (2) 自動車が損傷した場合は、速やかに甲の負担により修理すること。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第14条 乙は、第3条で定めた納車日までに自動車を甲に納入することが困難となったときは、あらかじめ理由を付した書面により納車日の延期を甲に申し出、甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は、自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合で、甲が事前に了承したときはこの限りではない。
- 2 前項において、乙の責めに帰すべき事由により納車日に遅延が生じたときは、乙は、第3条で定めた納車日の翌日からの遅滞日数に応じ、納車することができなかった自動車の賃貸借料総額に新たな納車日が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率(以下「法定利率」という。)で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の損害遅延金は、賃貸借料と対等とをもって相殺するものとする。

(自動車の滅失等)

- 第15条 自動車が賃貸借期間満了前に事故等による修理不能、所在不明又は滅失の状態になったと甲乙協議の上判断したときは、合意書の作成をもって、当該自動車の契約は終了するものとし、甲は、当該自動車の賃貸借期間満了までの残賃貸借料金と乙が定める賃貸借期間満了時残存価格の合計額から乙が負担する費用のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害賠償金として支払わなければならない。

(自動車の返還)

- 第16条 乙は、賃貸借期間が満了し継続して賃貸借を行わない場合等には、賃貸借期間が終了した自動車を速やかに引き取るものとし、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により自動車を引き取る場合に要する費用は、甲に請求することができる。
- 2 甲は、第11条の規定により自動車に変更を加えた場合、賃貸借開始時の状態へ原状復帰し自動車を返還しなければならない。ただし、甲、乙協議の上で原状復帰する必要ないことを確認した場合は、この限りではない。

(自動車の損傷分の賠償)

- 第17条 甲は、自動車返還のときに通常の使用による損耗及び第11条の規定により乙が承諾したものを除き、自動車に損害が生じている場合には、乙に対してその損害を賠償しなければならない。

(重要事項通知義務)

- 第18条 甲は、自動車盗難、損傷等が発生したときは、速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 甲又は乙は、住所、商号、代表者の変更又は事業内容、経営組織に重大な変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(秘密の保持)

- 第19条 乙は、保守の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(賃貸借料の改定)

- 第20条 賃貸借期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により料金を改定する必要が生じた場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面で料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(契約の解約)

第21条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。

2 前項によりこの契約が解約された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 正当な事由が無く甲の指示又は監督に従わないとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前項の規定により契約を解除した場合において、既納分があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 徳島県徳島市〇〇〇〇〇〇
〇〇〇株式会社徳島支店
支店長 〇〇 〇〇